

フィリップ・サニャック著
「フランス革命における民事立法」(46)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (46)

フランス近代法研究会
Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

第四、第五、第六親等の親族は、共同相続人となり、第四親等の相続人が相続財産の2分の1を取得する。最後に、第五、第六、第七親等（法定相続人となることのできるのは第七親等までであるが）の親族がいる場合は、さらにその相続財産を分割する¹。委員会は、この方式を全く採用しなかった。というのは、確かに財産の細分化という大きな利点があるとはいえ、他方では、相続法をあまりにも複雑にするという不都合があった。おそらく、これが上記の民法草案が採択されなかった理由であろう。

卑属がない場合は、相続財産全体が二等分され、一方は父系へ、他方は母系へと相続され、必要な場合には、さらにその2分の1をそれぞれ2つに再分割することも可能にした。革命の法律は、ローマ法から父母両系相続の方法を借用し²、さらに、再父母両系相続もそれに付加した。相続財産の由来は不問とされた。しかし、その場合には、法制度に不公正が入り込むことになる。公平性を守るためには、死者によって残された財産が、父系、母系双方から等しく由来したものであるべきではないか。けれども、このようなことは稀であろう。もっともしばしば起きるのが、一方が他方の犠牲において富むことであった。これは、父母両系相続を採用し、かつ相続財産の由来を問わないやり方の必然的な結果である。慣習法の複雑さから逃れたとしても、不公正な相続に陥る。財産を分割し、貧しい家系を富ませ、富める家系を貧しくするのは、これもまた革命家にとっては一つの原則であり、革命家を喜ばせただけの帳尻合わせであった。

どのように各家系で分割すればよいのか。ここでは、国民公会の議員たちは、ローマ式

¹ Durand-Maillane, *Plan de Code civil uniforme pour toute la République française*, ADxviii c., t.324.

² Décret 17 nivôse an II, art. 83 et suivants. (以上、原書 231 頁 2・3)

算出方法に依拠しないやり方に従った³。彼らは、さらに慣習法の起源に遡り、特に血縁関係によるゲルマン式計算方法に接近したように思われる。本質的なことは、被相続人との関係において何親等であるかを知ることではない。被相続人の直系尊属が誰であるかを探さなければならない。そこから、卑属にあたる一連の家系が見いだされる。彼らは父親、祖父、曾祖父などを起源として、相次いで相続の場に呼び出される。そして、尊属から降りていくとき、被相続人の尊属を犠牲にした相続となる⁴。

かくして、(卑属として相続権を取得する)兄弟姉妹はその父母を相続人から締め出すことになった⁵。祖父母から降りてゆけば、伯父伯母(叔父叔母)、同父母から生まれた従姉妹(従兄弟)が相続する場合となり、祖父母自身は除外される。そして、以下も同様となる。というのは、立法者が、親族を優遇しようとするあまり、どの親等で打ち止めにすべきかを示していなかったからである。遺産相続は、卑属がいるときは、もはや尊属に遡るべきではない。これは、最も古い慣習法では、(夫婦各自の)固有財産について保存されてきたが、共通慣習法では、もはや何らの実際効果もない法規範のとてつもない拡張である⁶。より一層財産を分割し、多少とも遠縁の相続への期待に応える代わり、現に存在する所有権を若者たちに与え、彼らに対し、自らの事業を展開することができるだけの資本を手に入れさせる最上の方法である。若い世代の尽力を後押しする共和国は、彼らの感謝の気持ちを当てにすることができるだろう。各家系においては、代襲相続が、際限なく行われることになる。父方の連続するすべての卑属が潰えたときにはじめて、祖父母の卑属および祖父母自身へと相続が移行し、以下も同様となる⁷。傍系血族は、頭割りによる(par tête)のではなく株分けによって(par souche)相続するのである。この際限のない代襲相続は、父母両系二分相続(fente)、再二分相続(refente)と結合し、富の細分化を想像を絶するところまで導くのである。

すべては、被相続人の卑属間における平等と同様に、傍系親族間における厳格なまでの平等の確保に資することとなった。もはや自由意思(遺言)による不平等は存在しない。

³ Décret 17 niv. an. II, art. 69 à 90.

⁴ Ibid., art. 76.

⁵ Ibid., art. 69, 72.

⁶ ノルマンディー慣習法 241 条は古法を保存している。パリ慣習法 312 条、313 条、315 条の規範的効力は失われた。(以上、原書 232 頁 1・2・3・4)

⁷ Ibid., art. 77. これは、ニヴォーズ法が以下のように表明していることである。「被相続人の最も近い尊属(この引用箇所ではサニャックは「卑属」としているが、当該条文では「尊属」となっているので、これに従った。*訳者注)の血を引く者は、同じ家系の、より遠い親等の尊属(同左)の血を引く者を除外する」。ガランの理由説明によれば、「資産が分割される確率は、金銭的平等よりも、この相続制度において格段に大きくなるのがわかるであろう。」

すなわち、自由に処分できる財産すべてが相続人の一人に与えられることはありえない⁸。もはや、法律上の不平等もない。すなわち、際限のない代襲相続が存在する。父母の二重血縁の特権は廃止された。父母を同じくする兄弟姉妹は、異父兄弟姉妹および異母兄弟姉妹をもはや相続から排除することはできない。これらの異父母兄弟姉妹は、彼らの系統に割当てられた財産の半分について、実父母兄弟姉妹と同等の権利を有する⁹。

最も遠いすべての血族（法律はその限界を定めていない）のあとに、ようやく生存配偶者の番となる¹⁰。その規定は、ローマ法および慣習法には適合するが、新たな立法では、ことのほか寡婦の利益を害することとなり、生存配偶者は、今後はその寡婦資産または嫁資増加分を奪われることとなる¹¹。革命家たちにとって、相続権とは、まさに血族関係に結びつくものであった。おそらく彼らは、たった一人の生存配偶者よりも、多数の傍系親族を優先させた。傍系親族らは、その遺産を細かな断片に分割することになるであろう。

最後に、親族も配偶者もない場合には、国家が相続財産を没収する¹²。国家は、社会的利益という観点で相続法を制定したが、自然法により、財産の承継を必要とする人々のためにそれを残しておく。しかし、国民公会の議員の中には、「すべての土地財産の第一の所有者である」国家に対して、所有権の共有者と、その創設者という名目で、相続に際して、一部を取り上げる権利を与えようとする者がいた。これは、デュラン＝マイヤヌが1793年7月8日の立法委員会で提案したものである。すなわち、遺産が四親等の親族に相続されるとき、国家は、12分の1を取得し、七親等までは10分の1を取得する。上記の場合でなければ、生存配偶者と折半し、生存配偶者がいない場合には、国家がすべてを没収する¹³。しかし、(委員会の)委員たちは、この提案をまったく受け入れなかった。おそらく、このような条文は、補償なしの収用を行なおうとするもののように思われ、また不可侵と宣言された所有権を破壊するものではないかと、彼らは危惧したからである。そしてまた、彼らは次のようにも考えた。もし国家がその保護の代価を要求し、国家至上の権利を認めさせる必要があるとしても、このような乱暴な形でそれを表現すべきではない。デュラン＝マイヤヌの見解は、再び採り上げられることはなかった。国家は、このように相続人から財産を略奪することに決して同意してはならない。

⁸ Ibid., art.16.

⁹ Ibid., art.89. Décret 22 ventôse an II (12 mars 1794) : 51^{me} question.

¹⁰ Décret 22 nov.=1^{er} décembre 1790, art.4. – *Projet de Code*, liv. II ,tit. III , art.76. Décret 22 nov.=1^{er} décembre 1790, art.4. – *Projet de Code*, liv. II ,tit. III , art.76.

¹¹ これらの制度の廃止は、革命歴2年雪月17日のデクレ第61条に由来する。(以上、原書233頁1・2・3・4・5)

¹² Décret 22 nov.=1^{er} déc. 1790, art. 3.

¹³ Durand-Maillane, *Plan du Code civil*, titre V II , section II . (以上、原書234頁1・2)

Ⅲ 際限のない土地の細分化により、革命期の相続に関する立法は、金持ちに対する闘争の道具となった。しかし、相続制度は、1794年になって初めて固まった。この相続制度は、これを定めた種々の法律の公布日からしか適用できないのであろうか。このような民主的な社会は、過去に敵対し、即座に新しい法律が資産の配分をするのを待ち焦がれているのであるから、最近開始した相続の規律を不公正な古法に委ねるはずはないであろう。愛国者である息子たちは、革命に反対する父親によって相続から排除され、娘たちは彼らの両親の相続から除外され、そして金持ちから金持ちへと莫大な贈与または遺贈が行なわれることを、社会は許すのであろうか。民主的な社会は、数多く蓄積されたすべての不正義に耐えることができるだろうか。この間、「遺産分割の平等に関してそれぞれの意見が表明され、家父長らは、将来の法律の効果を予見し、彼らの財産を処分するよう警告を受けていた¹⁴。

これは、民主的社会の利益に反することになるだろう。名義であれ金銭であれその形態を問わず、いつでもどこでもアリストクラシーと闘う必要がある。立法委員会の構成員らは、その民法典草案の附則規定により、相続および贈与に関する諸法律の適用を1789年7月14日まで遡及させることを提案した。国民公会の若干の議員は、人権宣言が犯罪的であるとするとこの遡及規定に異議を唱えたが¹⁵、無駄であった。国民議会の多数派は、過去への憎悪の感情に引きずられ、おそらくはまた、遡及的適用に直接的な利害を有する若干の議員に先導され、相続および贈与に関する諸規定とともに、(施行日を定めた)附則規定を民法典から切り離し、別途、公布・施行するようデクレを発した¹⁵。そして、このような経緯から、共和暦2年の霧月5日および12日、雪月17日¹⁶の相続・贈与法が1789年7月14日まで遡って適用されることになったのである。

1789年7月14日以後の贈与のすべては、第三者が取得した諸権利を侵害しない限り、無効とされた。同日以前の贈与のすべては、前主(贈与者)がなお存命であるか、または1789年7月14日後に死亡した場合には、その効力を維持する。但し、契約による相続人指定(institutions contractuelles)があった場合には無効とされる。以上が一般原則である。相続・贈与法の遡及適用、ここに革命期立法の本質がある。

1789年7月14日以降に開始したすべての相続は、相続人間における厳格な平等原則に

¹⁴ Mots de Claude Gleyzal (14 floréal an II). ADXV iii c., t 326.

¹⁵ 人および市民の権利宣言(1789年)第8条は、罪刑法定主義という刑事裁判の鉄則を高らかに謳い、「何人も、犯罪より前に制定公布され、かつ適法に適用された法律によるのでなければ処罰されない」として、刑事罰に関する事後法の禁止を定めていた。

¹⁵ A.-C. Guichard, *Dissertation sur le régime actuel des successions*, Paris, nivôse an V, in-8.

¹⁶ 1793年10月25日および11月2日、1794年1月6日。

支配される¹⁷。その結果、相続を放棄した相続人でさえ、受け取った贈与財産の持戻し、相続人の利益に反する処分は無効となる。但し、夫婦財産制による利益および子のない贈与者がなした夫婦財産契約による配偶者のための贈与を除く¹⁸。最後に、直系および傍系への際限のない代襲相続がある。認知された嫡出でない子は、1789年以後に開始した彼らの父親および母親の相続に、嫡出子と同様の権利をもって加わることとなる¹⁹。元修道士および修道女は、1789年以降彼らに転がり込んだ相続財産を受け取るよう呼び出された²⁰。

1789年以降、包括的贈与は、処分可能な分量まで、すなわち、贈与者の財産全体の10分の1または6分の1まで削減される。受贈者に子どもがいる場合には、さらに子ども1人につき削減額の4分の1を保持する権利がある²¹。1789年7月14日以降になされた特定贈与および遺贈は無効とされた²²。しかし、受遺者または受贈者が貧しいときは有効とされた。富める者を、彼らだけを攻撃しなければならない。そこで国民公会は、共和暦2年霜月5日(1793年11月25日)のデクレによって、「1789年7月14日以来、ほとんど財産を持たない家事使用人になされた贈与、年金、遺贈」の保持を認めることにした。また、国民公会は、1万リーブルを越えない財産を所有する者、あるいは子どもがある場合にはこの1万リーブル以外に、子ども1人につき5,000リーブルのみ所有する者になされた贈与、年金、遺贈の保持を認めることとした²³。もし、嫡出ではない相続人が、少なくとも20万リーブルの財産を持っている場合は、どう判断すればよいか。この場合、受贈者または受遺者が受けた贈与または遺贈をそのままにしておく必要があるか。国民公会は、この問題を立法委員会に付託した。委員会は互いに相容れない理念を慎重に検討した。一方には莫大な財産を持った者に打撃を与え、また富める嫡出でない相続人から遡及力のある法律により利益を剥奪する必要がある。また、他方には、相続制度全体の根本的基礎である自然法に基づく不滅の権利を尊重する必要がある。

社会的利益と自然権との衝突においては、自然権が優越しなければならない。自然権なしには、安定かつ妥当な相続制度はありえない。すなわち、反対の原則(社会的利益の優先)をとれば、各家族の構成員の財産に関する膨大な調査や際限のない訴訟がなされることになり、国家にとって甚大な損失をもたらすこととなる。国家は、大多数の裕福な人々

¹⁷ Décrets 5 brumaire an II , art.9; - 17 nivôse, art. 9.

¹⁸ Décret 17 nivôse, art. 13. et 15. (以上、原書 235 頁 1・2・3・4・5)

¹⁹ Décrets 12 brumaire an II (2 novembre 1793) .

²⁰ Décrets 5 brumaire an II , art. 4 à 8; - 17 nivôse, art. 3 à 7.

²¹ 17 nivôse, art. 17 et 20.

²² 17 nivôse, art. 1^{er}.

²³ Décrets 5 = 7 frimaire an II ; - 17 nivôse, art. 34. (以上、原書 236 頁 1・2・3・4・5)

を代表していたが、彼らから財産を没収したのである²⁴。しかしながら、国民公会は、裕福な相続人にとって有利にするため、1789年以降に行われた全ての処分を完全に無効にしたくはなかった。相続財産の純粋な価額が20万リーブルを超える場合には、贈与と遺贈は受遺者あるいは受贈者の財産がどうであれ、6分の1までの効力を有するとした²⁵。「なぜならば、法は、相続人と認められた嫡出でない相続人がいきなり裕福になった場合、以後は優遇するに値しないとみていた」²⁶。このように、革命家たちは、学説と状況の影響を受けながら、自然権と社会的利益を組み合わせ、両立させようとした。

IV この相続制度は、多くの地方や人々の慣習、そして利害に反していたから、絶え間のない攻撃の対象となった。相続人間の絶対的平等、(遺言による)財産処分権のほぼ完全な禁止、5年前に開始し、すでに遺産分割を終えた相続の仕切り直し。すべてが情熱を最高潮にまで駆り立てた。家系ごとに親族同士が争った。一方では、父と長子、他方では、末子と娘。そして、これらの家族紛争のすべてが、とりわけ成文法地域やノルマンディーで頻発し、それから国民公会に持ち込まれた。ノルマンディーで共同相続人となる兄弟は、いかに自分らが不当な扱いを受けているかを糾弾した。婚姻し、嫁資を与えられた彼らの姉妹が、父親の相続に加わり、兄弟だけで手塩にかけ、肥沃にした土地を彼らから奪ってしまうことであろう。遺産分割の平等は、兄弟にとっては途方もない不公平となるだろう²⁷。南部では、父親が、家庭内におけるその権力の最重要の根拠となっていた遺言の権利を奪われ、嘆いている²⁸。そして、長子とは言えば、その兄弟姉妹の間で遺産を平等に分割せざるをえなくなり、新たな立法によって何世紀にもわたる彼らの権利が奪われることを憤慨している。南部の末子、ノルマンディーの姉妹は、国民公会を称賛し、ようやく自分たちが自然権を取り戻したことに感謝し、正義と理性の事業が妥協に終わらないことを願っている。

しかし、両当事者間の対立を駆り立てたのは、特に相続法の遡及効であった。末子およ

²⁴ Séance du 17 nivôse au II à la Convention. *Gazette de Drouet*, IX, 236.

²⁵ Décret 17 nivôse, art.41.

²⁶ Berlier, *Rapport présenté au nom du Comité de législation sur l'exécution de la loi du 5 brumaire* (ADxviii c.t.326), pp.43 et suiv.

²⁷ Vieillard (ex-Constituant), receveur du district de Saint-Lô, *Mémoire à l'appui de la pétition présentée à la Convention nationale le 24 mai 1793*. 彼は、男子の諸権利を擁護している。Lasseret, membre du bureau de conciliation de Caen, *Réponse au mémoire de Vieillard* (ADXIII c. t.326, pièces 25 et 26).

²⁸ *Pétition d'un père* (Figarol, cultivateur à Saint-Frajon, district de Saint-Gaudens), 26 mars 1793, Arch. nat. DIII, 87. 「遺言の権能があつてこそ、子どもらは、父に対しても母に対しても払うべき尊敬や敬愛の念を抱かせるであろう。それだから、子どもらは、より従順でより慎み深くなり、父母のそばにとどまるようになり、その父母に対して従順になることにより、祖国に対しても従順になっていたのである。…」(以上、原書 237 頁 1・2・3・4・5)

び娘が言うには、この法律は、本当は遡及的なものなどではない。つまり、1789年7月14日、すなわち自然権が実現した日以降は、すべての人々は、フランス大革命の中で、その結果を受け入れなければならないのである、と。一方、それは、途方もない詭弁であると、長子、父親、ノルマンディーの兄弟は反駁した。すなわち、共和暦2年の諸デクレは、遡及的に適用されるものであり、諸法律の遡及効は、人権宣言に照らすと一つの犯罪にほかならない。さらには、さしあたり、新たな立法に基づくすべての請求を免れるため、彼らは、現実のあるいは見せかけの多くの売却を行う。両陣営から2年間にわたり、遡及効を巡って、一方はその取消しを、他方はその維持および拡張さえも国民公会から勝ち取るために、繰返し非難の応酬があった²⁹。

しかし、国民議会は、さらに前進させることも、また後退させることも望まなかった。議会は、自らの立法事業を強固に守ろうとした。そのために、いくつかの解釈デクレを発したのだが、それはフランス全土から議会に寄せられた無数の請願から抽出した多くの問いに答えるものであった³⁰。議会にとっては、共和暦2年の法律は、決して遡及的なものではなかった。「なぜならそれらは自らの権利を再び手にした偉大な国民によって、1789年7月14日以来宣言された諸原理を発展させたに過ぎないのだから」³¹。クロード＝グレザルは、これらの法律を取り消すことは、大革命の立法事業を断罪することになる、と共和暦2年花月14日（1794年5月3日）に述べた³²。そして、国民公会も彼と同じように考えた。議員の中には利害関係を持った遡及効の支持者もいたが、その中の数名は莫大な遺産を手に入れようとして、遡及効を認める法律に賛成した。しかし、これは取るに足りないことであった。新たな法律は、全体の利益と正義に合うものであった。このため恐怖政治が続く限り、すべての謀略、あらゆる反動の企てがあったにもかかわらず、遡及効に関するデクレは、いかなる打撃も受けなかった。

憲法制定議会から国民公会までの大革命の理念と必要を反映した相続制度は、このようなものであった。相続制度は、封建制と成文法の廃墟の上に構築され、最も純粋な慣習法的な伝統に回帰し、そして、それを活気づける新しい理念によって、大変独創的で大胆で、追求された目的に見事に適応した事業となった。それは、実践的な見地に劣らず理論的な考え方に由来するものであった。それ自体が、もろもろの利害に役立ったのであり、

²⁹ Voy. les brochures réunies dans ADxIII C.326.

³⁰ Décrets du 22 ventôse an II (12 mars 1794) は、60の質問に対する解答、—du 9 fructidor an II (26 août 1794) は、36の質問に対する解答、—du premier jour des Sans-culottides an II (17 sept.1794) は、婚外子に関する7つの質問に対する解答（である）。

³¹ Décret 22 ventôse an II, sur la quatrième question (*Duvergier*, VII,118) .

³² Opinion de Gleyzal, ADxviii c.t, 326.

むしろ一般化され、諸権利に転化された諸利害にほかならなかった。いかなる立法も、それ以上に諸事情の痕跡を伴ってはいなかった。古法の様々な制度が対置させた障害、あらゆる革新を押し返した数多くの少数派の抵抗により、立法は、厳格でほとんど絶対的な性格を与えられた。それは、闘いだけが諸法律に刻印することができた性格であった。これは、財産を分割し均分にする道具の一つである。これは、所有権によって個人を解放する一手段である。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、1960年）、J.ゴデシヨ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、1989年）、*Grand Dictionnaire universel du XIX e siècle. Petit Robert II Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.*を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

代表 加瀬幸喜（大東文化大学法学部教授）
今村与一（横浜国立大学大学院教授）
貴田 晃（大東文化大学名誉教授）
白石裕子（大東文化大学名誉教授）
森田悦史（国土舘大学法学部教授）